

(議案別冊 2)

令和2年度

川越市予算書

一般会計

特別会計

(令和2年2月21日提出)

目 次

* 一 般 会 計 予 算	(議案第30号)	-----	1 頁
---------------	----------	-------	-----

[特 別 会 計]

* 国民健康保険事業特別会計予算	(議案第31号)	-----	16 頁
* 後期高齢者医療事業特別会計予算	(議案第32号)	-----	19 頁
* 歯科診療事業特別会計予算	(議案第33号)	-----	21 頁
* 介護保険事業特別会計予算	(議案第34号)	-----	23 頁
* 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	(議案第35号)	-----	26 頁
* 川越駅東口公共地下駐車場事業特別会計予算	(議案第36号)	-----	28 頁
* 農業集落排水事業特別会計予算	(議案第37号)	-----	30 頁
* 水道事業会計予算	(議案第38号)	-----	32 頁
* 公共下水道事業会計予算	(議案第39号)	-----	35 頁

議案第30号

令和2年度川越市一般会計予算

令和2年度川越市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 115,850,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月21日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 市	税	57,864,574 千円
	1 市 民 税	26,243,441
	2 固 定 資 産 税	23,077,894
	3 軽 自 動 車 税	658,927
	4 市 た ば こ 税	2,004,240
	5 入 湯 税	800
	6 事 業 所 税	1,680,183
	7 都 市 計 画 税	4,199,089
2 地 方 譲 与 税		743,268
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	204,354
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	510,204
	3 森 林 環 境 譲 与 税	28,710
3 利 子 割 交 付 金		30,000
	1 利 子 割 交 付 金	30,000
4 配 当 割 交 付 金		204,397
	1 配 当 割 交 付 金	204,397
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		187,977
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	187,977
6 法 人 事 業 税 交 付 金		400,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	400,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		7,141,016
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	7,141,016
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		50,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	50,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		92,928
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	92,928
10 地 方 特 例 交 付 金		428,800
	1 地 方 特 例 交 付 金	428,800
11 地 方 交 付 税		1,500,000

款	項	金額
	1 地方交付税	1,500,000 千円
12 交通安全対策特別交付金		42,102
	1 交通安全対策特別交付金	42,102
13 分担金及び負担金		900,732
	1 分担金	76
	2 負担金	900,656
14 使用料及び手数料		2,093,456
	1 使用料	1,379,118
	2 手数料	714,338
15 国庫支出金		20,013,108
	1 国庫負担金	17,675,829
	2 国庫補助金	2,254,976
	3 委託金	82,303
16 県支出金		7,644,958
	1 県負担金	5,539,804
	2 県補助金	1,236,149
	3 委託金	869,005
17 財産収入		300,917
	1 財産運用収入	158,187
	2 財産売却収入	142,730
18 寄附金		30,330
	1 寄附金	30,330
19 繰入金		2,771,016
	1 基金繰入金	2,708,738
	2 他会計繰入金	62,278
20 繰越金		1,000,000
	1 繰越金	1,000,000
21 諸収入		2,741,421
	1 延滞金、加算金及び過料	90,000

款	項	金額
	2 市 預 金 利 子	192 千円
	3 貸 付 金 元 利 収 入	7,269
	4 受 託 事 業 収 入	120,512
	5 雑 入	2,523,448
22 市 債		9,669,000
	1 市 債	9,669,000
歳 入	合 計	115,850,000

(2) 歳 出

款	項	金額
1 議 会 費		654,682 千円
	1 議 会 費	654,682
2 総 務 費		12,048,357
	1 総 務 管 理 費	9,954,821
	2 徴 税 費	1,151,442
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	508,769
	4 選 挙 費	142,826
	5 統 計 調 査 費	197,182
	6 監 査 委 員 費	93,317
3 民 生 費		51,430,421
	1 社 会 福 祉 費	22,781,293
	2 児 童 福 祉 費	20,910,925
	3 生 活 保 護 費	7,736,038
	4 災 害 救 助 費	2,165
4 衛 生 費		13,102,948
	1 保 健 衛 生 費	3,977,166
	2 清 掃 費	6,922,782
	3 下 水 道 費	2,203,000
5 勞 働 費		165,143

款	項	金額
	1 労働費	165,143 千円
6 農林水産業費		592,669
	1 農業費	592,669
7 商工費		778,472
	1 商工費	778,472
8 土木費		8,309,824
	1 土木管理費	616,958
	2 道路橋りょう費	3,328,688
	3 河川費	429,660
	4 都市計画費	3,659,393
	5 住宅費	275,125
9 消防費		4,967,470
	1 消防費	4,967,470
10 教育費		12,700,089
	1 教育総務費	3,677,383
	2 小学校費	1,336,457
	3 中学校費	879,039
	4 高等学校費	752,824
	5 特別支援学校費	21,223
	6 社会教育費	2,732,796
	7 学校保健費	3,300,367
11 災害復旧費		2,000
	1 土木施設災害復旧費	2,000
12 公債費		10,803,627
	1 公債費	10,803,627
13 諸支出金		174,298
	1 普通財産取得費	94,228
	2 土地開発公社費	80,070
14 予備費		120,000

款	項	金 額
	1 予 備 費	120,000 千円
歳 出	合 計	115,850,000

第2表 継続費

款	項	事業名	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎老朽化 対策事業		千円
			令和2年度	259,000
			令和3年度	592,000
			令和4年度	812,000
			計	1,663,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
広報川越の印刷製本に要する経費（令和3年度事業分）	令和2年度から令和3年度まで	契約に基づき決定する期間中における広報川越の印刷製本に要する額
公共用地先行取得費及び公共施設整備費（令和2年度事業分）	令和2年度以降	川越市土地開発公社が市の委託により行う公共用地の先行取得及びその事業の実施とあわせて行う公共施設の整備に要する額
川越市土地開発公社が市の委託により行う事業にあてるため金融機関から借り入れる事業資金に対する債務保証（令和2年度事業分）	令和2年度から令和7年度まで	元金 395,000千円及びこれに伴う利子との合計額
川越市土地開発公社が市の委託により行う事業にあてるため金融機関から借り入れる事業資金に対する債務保証（令和2年度に借入期限満了となる平成27年度借入分）	同 上	元金 997,500千円及びこれに伴う利子との合計額
納税通知書の印刷製本に要する経費（令和3年度課税分）	令和2年度から令和3年度まで	5,788千円
川越市障害者等相談支援事業業務委託	令和2年度から令和7年度まで	343,265千円
川越市多子世帯応援クーポン事業業務委託（令和2年度発行分）	令和3年度	6,028千円
保育ステーション運営管理業務委託	令和2年度から令和8年度まで	350,000千円
ごみ処理施設で使用する薬品購入に要する経費（令和3年度事業分）	令和2年度から令和3年度まで	契約に基づき決定する期間中におけるごみ処理施設で使用する薬品購入に要する額
川越市中小企業融資による県信用保証協会が行う代位弁済に対する損失補償（令和2年度融資分）	令和2年度以降	県信用保証協会が行う保証債務額のうち川越市が負担すべき額及び利子
川越市中小企業融資に係る利子補給金（令和2年度融資分）	同 上	融資取扱金融機関との契約に基づく利子補給額
川越市中小企業災害復旧資金融資に係る利子補助（令和2年度融資分）	令和3年度から令和12年度まで	事業活動復旧のために市が指定する金融機関から受けた融資の利子に対する補助額
道路照明灯LED化事業	令和2年度から令和13年度まで	527,000千円
久保川橋架け替え工事	令和3年度	27,900千円
川越駅西口市有地利活用事業における行政機能施設の賃借に要する経費	令和3年度から令和49年度まで	契約に基づき決定する期間中における賃料及び共益費の合計額

事 項	期 間	限 度 額
川越市立川越高等学校防球ネット改修工事	令和3年度	69,564千円
菅間学校給食センター給食配送業務委託（令和2年度契約分）	令和2年度から 令和7年度まで	545,065千円

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本庁舎防災設備 改修事業費	千円 100,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権 者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えす ることができる。
本庁舎アスベスト 除去事業費	25,600	同上	同上	同上
本庁舎等改修事業費	227,300	同上	同上	同上
市民センター 整備事業費	269,300	同上	同上	同上
文化施設設備 整備事業費	30,900	同上	同上	同上
美術館改修 整備事業費	1,700	同上	同上	同上
総合体育館設備 改修事業費	8,400	同上	同上	同上
武道館改修事業費	370,700	同上	同上	同上
総合福祉センター 施設改修事業費	2,400	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民間社会福祉施設 整備事業費	千円 550,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えす ることができる。
養護老人ホーム 施設改修事業費	30,500	同上	同上	同上
職業センター施設 改修事業費	7,400	同上	同上	同上
民間保育施設 整備事業費	58,500	同上	同上	同上
公立保育施設 整備事業費	34,700	同上	同上	同上
子育て安心施設 事業費	696,900	同上	同上	同上
指定喫煙場所 分煙対策事業費	16,100	同上	同上	同上
市民聖苑 やすらぎのさと 設備整備事業費	9,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
清掃運搬施設 整備事業費	千円 26,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権 者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えす ることができる。
東清掃センター 改修事業費	1,490,200	同上	同上	同上
土地改良事業費	10,500	同上	同上	同上
農業ふれあい センター改修 整備事業費	14,500	同上	同上	同上
小仙波庁舎施設設備 整備事業費	17,700	同上	同上	同上
道路環境整備事業費	780,700	同上	同上	同上
道路照明灯 更新事業費	8,900	同上	同上	同上
道路新設改良事業費	420,500	同上	同上	同上
橋りょう新設 改良事業費	303,700	同上	同上	同上
河川整備事業費	297,900	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
霞ヶ関駅周辺 整備事業費	千円 18,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えす ることができる。
南古谷駅周辺地区 整備事業費	95,600	同上	同上	同上
川越駅西口周辺地区 整備事業費	238,400	同上	同上	同上
川越駅西口都市基盤 整備事業費	100,700	同上	同上	同上
新河岸駅周辺地区 整備事業費	2,000	同上	同上	同上
街路事業費	71,800	同上	同上	同上
公園整備事業費	336,600	同上	同上	同上
旧川越織物市場 整備事業費	105,300	同上	同上	同上
防災設備改修事業費	6,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校大規模 改造事業費	千円 9,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、 その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者 と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内 とし、本市財政の都合により 償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えす ることができる。
中学校施設 整備事業費	18,000	同上	同上	同上
中学校大規模 改造事業費	9,300	同上	同上	同上
高等学校改修 整備事業費	87,900	同上	同上	同上
特別支援学校改修 整備事業費	2,700	同上	同上	同上
学童保育室 整備事業費	18,900	同上	同上	同上
文化財改修 整備事業費	78,800	同上	同上	同上
公民館改修 整備事業費	14,600	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
博物館等改修 整備事業費	千円 83,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
臨時財政対策債	2,560,000	同上	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	同上

議案第31号

令和2年度川越市国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度川越市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,128,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月21日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		6,791,969 千円
	1 国民健康保険税	6,791,969
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 県支出金		23,503,742
	1 県補助金	23,503,742
4 繰入金		2,334,294
	1 他会計繰入金	2,334,294
5 繰越金		350,000
	1 繰越金	350,000
6 諸収入		148,294
	1 延滞金、加算金及び過料	101,000
	2 市預金利子	81
	3 貸付金元金収入	1,008
	4 雑収入	46,205
歳入合計		33,128,300

(2) 歳出

款	項	金額
1 総務費		465,248 千円
	1 総務管理費	300,731
	2 徴税費	162,542
	3 運営協議会費	747
	4 趣旨普及費	1,228
2 保険給付費		23,281,100
	1 療養諸費	19,992,982
	2 高額療養費	3,168,570
	3 移送費	101
	4 出産育児諸費	92,447

款	項	金額
	5 葬 祭 諸 費	27,000 千円
3 国民健康保険事業費納付金		8,823,030
	1 医 療 給 付 費 分	5,907,598
	2 後期高齢者支援金等分	2,198,216
	3 介 護 納 付 金 分	717,216
4 共 同 事 業 拠 出 金		7
	1 共 同 事 業 拠 出 金	7
5 保 健 事 業 費		472,740
	1 特定健康診査等事業費	401,282
	2 保 健 事 業 費	71,458
6 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
7 諸 支 出 金		36,174
	1 償還金利子及び還付加算金	35,501
	2 延 滞 金	1
	3 貸 付 金	672
8 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	33,128,300

議案第32号

令和2年度川越市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和2年度川越市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,674,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月21日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		3,893,632 千円
	1 後期高齢者医療保険料	3,893,632
2 繰入金		764,758
	1 一般会計繰入金	764,758
3 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
4 諸収入		5,610
	1 延滞金、加算金及び過料	1,001
	2 償還金及び還付加算金	4,600
	3 預金利子	9
歳入	合計	4,674,000

(2) 歳出

款	項	金額
1 総務費		136,497 千円
	1 総務管理費	122,863
	2 徴収費	13,634
2 広域連合納付金		4,529,903
	1 広域連合納付金	4,529,903
3 諸支出金		4,600
	1 償還金及び還付加算金	4,600
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出	合計	4,674,000

議案第33号

令和2年度川越市歯科診療事業特別会計予算

令和2年度川越市歯科診療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ85,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月21日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 診療収入		32,157 千円
	1 外来収入	32,157
2 使用料及び手数料		134
	1 使用料	112
	2 手数料	22
3 繰入金		38,708
	1 他会計繰入金	38,708
4 繰越金		13,800
	1 繰越金	13,800
5 諸収入		301
	1 市預金利子	1
	2 雑収入	300
歳入合計		85,100

(2) 歳出

款	項	金額
1 総務費		71,747 千円
	1 施設管理費	71,747
2 医療費		10,352
	1 医療費	10,352
3 諸支出金		1
	1 償還金	1
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		85,100

議案第34号

令和2年度川越市介護保険事業特別会計予算

令和2年度川越市介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,087,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月21日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 保 險 料		5,341,123 千円
	1 介 護 保 險 料	5,341,123
2 国 庫 支 出 金		4,739,525
	1 国 庫 負 担 金	4,059,585
	2 国 庫 補 助 金	679,940
3 支 払 基 金 交 付 金		6,282,916
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,282,916
4 県 支 出 金		3,461,480
	1 県 負 担 金	3,272,422
	2 県 補 助 金	189,058
5 財 産 収 入		3,726
	1 財 産 運 用 収 入	3,726
6 繰 入 金		4,198,396
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,366,529
	2 基 金 繰 入 金	831,867
7 繰 越 金		60,000
	1 繰 越 金	60,000
8 諸 収 入		34
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預 金 利 子	29
	3 雑 入	4
歳 入 合 計		24,087,200

(2) 歳出

款	項	金額
1 総 務 費		256,802 千円
	1 総 務 管 理 費	53,305
	2 徴 収 費	22,438
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	179,943

款	項	金額
	4 趣 旨 普 及 費	1,116 千円
2 保 險 給 付 費		22,560,025
	1 介 護 サービス等諸費	20,637,959
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	540,519
	3 そ の 他 諸 費	15,254
	4 高 額 介 護 サービス等費	687,689
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	96,994
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	581,610
3 地 域 支 援 事 業 費		1,231,097
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	521,057
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	647,312
	3 一 般 介 護 予 防 事 業 費	61,078
	4 そ の 他 諸 費	1,650
4 基 金 積 立 金		3,726
	1 基 金 積 立 金	3,726
5 諸 支 出 金		5,550
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,550
6 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	24,087,200

議案第35号

令和2年度川越市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和2年度川越市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月21日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 繰入金		308 千円
	1 他会計繰入金	308
2 繰越金		24,099
	1 繰越金	24,099
3 諸収入		66,693
	1 市預金利子	1
	2 貸付金元利収入	66,630
	3 雑収入	62
歳入合計		91,100

(2) 歳出

款	項	金額
1 母子父子寡婦 福祉資金貸付費		91,100 千円
	1 総務費	91,100
歳出合計		91,100

議案第36号

令和2年度川越市川越駅東口公共地下駐車場事業特別会計予算

令和2年度川越市川越駅東口公共地下駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 116,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月21日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 使用料		110,575 千円
	1 使用料	110,575
2 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
3 諸収入		725
	1 市預金利子	1
	2 雑入	724
歳入合計		116,300

(2) 歳出

款	項	金額
1 事業費		114,157 千円
	1 事業費	114,157
2 公債費		1,143
	1 公債費	1,143
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		116,300

議案第37号

令和2年度川越市農業集落排水事業特別会計予算

令和2年度川越市農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ148,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月21日提出

川越市長 川 合 善 明

第1表 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		80 千円
	1 分担金	80
2 使用料及び手数料		23,075
	1 使用料	23,075
3 繰入金		111,387
	1 他会計繰入金	111,387
4 繰越金		13,655
	1 繰越金	13,655
5 諸収入		3
	1 市預金利子	1
	2 延滞金	1
	3 雑入	1
歳入合計		148,200

(2) 歳出

款	項	金額
1 農業集落排水総務費		77,265 千円
	1 総務管理費	77,265
2 公債費		66,935
	1 公債費	66,935
3 予備費		4,000
	1 予備費	4,000
歳出合計		148,200

議案第38号

令和2年度川越市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数(月平均)	162,700戸
(2) 年間総配水量	39,650,000m ³
(3) 一日平均配水量	108,630m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	

配水管新設、改良等 事業費 2,753,070千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	7,116,975千円
第1項 営業収益	6,709,617千円
第2項 営業外収益	407,341千円
第3項 特別利益	17千円
支 出	
第1款 水道事業費用	6,506,396千円
第1項 営業費用	6,331,687千円
第2項 営業外費用	164,327千円
第3項 特別損失	5,382千円
第4項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,460,789千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額214,046千円、減債積立金200,000千円、建設改良積立金

200,000千円及び過年度分損益勘定留保資金1,846,743千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	973,767千円
第1項 企業債	700,000千円
第2項 他会計負担金	35,917千円
第3項 工事負担金	130,087千円
第4項 水道施設加入金	107,762千円
第5項 固定資産売却代金	1千円

支 出	
第1款 資本的支出	3,434,556千円
第1項 建設改良費	2,770,858千円
第2項 企業債償還金	658,698千円
第3項 予備費	5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管更新事業費	千円 700,000	普通貸借	年 5.0 % 以内	政府資金又は地方公共団体金融機構については、その融資条件による。銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 663,741千円

(2) 交際費 43千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、35,292千円と定める。

令和2年2月21日提出

川越市長 川 合 善 明

議案第39号

令和2年度川越市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗便所設置戸数	140,100戸
(2) 年間処理水量	50,000,000m ³
(3) 一日平均処理水量	136,986m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	
公共下水道施設整備 事業費	596,720千円
公共下水道施設改良 事業費	1,144,193千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	6,616,752千円
第1項 営業収益	4,649,450千円
第2項 営業外収益	1,850,499千円
第3項 特別利益	116,803千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	6,407,362千円
第1項 営業費用	5,995,372千円
第2項 営業外費用	359,031千円
第3項 特別損失	47,959千円
第4項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,522,157千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調

整額159,741千円及び過年度分損益勘定留保資金2,362,416千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	869,807千円
第1項 企業債	600,000千円
第2項 国庫補助金	65,000千円
第3項 受益者負担金	33,300千円
第4項 分担金	9,300千円
第5項 他会計負担金	69,959千円
第6項 他会計補助金	92,247千円
第7項 固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資本的支出	3,391,964千円
第1項 建設改良費	2,200,103千円
第2項 企業債償還金	1,186,861千円
第3項 予備費	5,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	上下水道管理センター 一監視制御設備更新 事業(汚水分)	千円		
			150,000	令和2年度	50,000
				令和3年度	100,000
		上下水道管理センター 一監視制御設備更新 事業(雨水分)	150,000	令和2年度	50,000
				令和3年度	100,000
		新宿町二丁目下水道 管路施設更生事業	404,712	令和2年度	242,828
		令和3年度	161,884		

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
川越市水洗便所改造資金融資あつせん条例による損失補償（令和2年度融資分）	令和2年度 以降	回収されない元本及び納付すべき利子の合計額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
下水道建設 改良事業費	千円 600,000	普通貸借	年 5.0 % 以内	政府資金又は地方公共団体 金融機構については、その融 資条件による。銀行その他の 場合にはその債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財政その他の 都合により繰上償還又は低利 に借換えることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 598,481千円

(2) 交際費 43千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業費用及び資本的支出に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、131,819千円である。

令和2年2月21日提出

川越市長 川 合 善 明